

熊本市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

制定 平成 27 年 4 月 7 日

変更 平成 27 年 8 月 26 日

変更 令和 2 年 8 月 17 日

1 促進計画の区域

別添の区域図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中央区

(1) 現況

本地域は、市街地近郊で豊富な水資源を活用して米および花き類などの生産が行われており、地下水の涵養機能を有する地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

2. 東区

(1) 現況

小山戸島地域では、酪農や肉用牛、豚、馬の飼育が盛んに行われている。また、農地基盤整備が進められた供合、秋津、画図地域では、高品質な米、麦、大豆などが生産されるなど県内有数の産地に育っている。その一方で、進展する住宅化と農業者の高齢化が進行する中での担い手確保、優良農地の保全、農業用施設の維持管理などが課題となっている。

また本地域は、主要な水源地につながる、重要な地下水の流れに当たる地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3. 西区

(1) 現況

平野部では、稲作やキャベツ、たまねぎ等の露地野菜、れんこん、メロン等の施設園芸など、多様な農業が営まれている地域である。担い手の高齢化により、農地や農業用施設の保全管理が難しい状況であることから、

これらを解消することが必要である。また、地下水保全の観点から土壌や水質等環境に配慮した農業への取り組みも必要となっている。

また、山間部地域は、金峰山麓の中山間地域に位置し、古くから果樹（ミカン、なし等）栽培を農業経営の主軸に棚田での稲作栽培が行われ、農業生産活動等を通じた多面的機能を有した地域である。平野部地域に比べて農地や農業施設の保全管理等が難しく、また、農業生産活動条件が不利な状況であることから、これらを解消することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

4. 南区

(1) 現況

本地域は、緑川をはじめとする大小の河川や平野部から形成されており、豊富な水資源を活用した、なす、トマト、花き類などの施設園芸や米、麦、大豆等の栽培が盛んな地域である。担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が拡大していることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取り組みに要する担い手の負担を軽減することが必要である。また、地下水の涵養機能を有する地域であるため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

5. 北区

(1) 現況

本地域は、米を中心とした土地利用型作物やすいか、メロン、なす、ハウスみかん、花き類などの施設園芸など多様な農業生産が行われている。このような土地の活用において、農道やかんがい施設の保全管理等を、将来にわたって地域で行っていくことが重要である。また、本市において地下水は重要な資源であり、当地域においても環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

なお、当地域は丘陵地域を含む起伏に富む地形であり、平野部と比べ生産条件の格差があるため、これを解消する必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中央区	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業
②	東区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
③	西区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
④	南区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑤	北区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のア及びイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

知事特認地域に集落協定の主体をおく集落

※旧山東村、旧桜井村については、別紙に示すとおり不利性が認められるため、熊本県特認基準の2の(1)のエを満たす農地のみを交付対象とする。

イ 対象農用地

急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、以下の条件で5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- ① 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等には、当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- ② 集落協定においては、農業従事者一人当たりの農業所得が本県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。)。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合は、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地(以下「引受地」という。)である場合、交付金の対象とする。
- ③ 個別協定においては、認定農業者等で、上記の規定に該当する場合、交付金の対象とする。

(3) その他必要な事項

① 土地改良通年施行等の取り扱いについて

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次の掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が終了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうちa又はbに該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

アの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 土地改良事業等の実施、地目の変更等により対象要件に変化があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施、地目の変更等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。

② 地目及び農地形状等の変更による交付単価

ア 地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合

(ア) 協定認定年度以降に採択された事業等による場合は、協定認定年度の単価とする。

(イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業等による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善された

ほ場の地目・勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

- ③ 農業生産条件の強化に必要な工種について。
農業生産条件の強化に必要な工種は、下記の工種に「その他市が認めるもの」とする。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進人路の造成、心土破碎客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

- ④ 上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。